

## 雇用調整助成金等活用促進補助金 Q&A

### Q1 雇用調整助成金等活用促進補助金とはどのような制度ですか？

A1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の制度である雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を事業主が申請する際に、申請書類の作成事務等を社会保険労務士等に委託して行う場合に係る費用について、事業主に対して補助するものです。

### Q2 社会保険労務士等に係る費用の補助をする理由は？

A2 新型コロナウイルス感染症特例措置による雇用調整助成金等の支給対象や助成率の拡大、申請方法の大幅な緩和が図られましたが、未だ申請手続きが煩雑であることから、事業者にとって申請業務が負担となっており、助成金の活用が進んでいない現状であります。

このことから、事業者の負担軽減を図るとともに、雇用調整助成金等の活用を促進し、さらには雇用の継続を支援するため、社会保険労務士等に申請業務を委託した際に要する費用の全部又は一部を補助するものです。

### Q3 対象となる事業者は？

A3 小樽市内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請業務を社会保険労務士等に委託し、その費用を支払った方が対象となります。

### Q4 補助金額はいくらですか？

A4 20万円を上限に補助対象経費の全額を補助します。ただし、申請は1事業者1回限りとさせていただきます。また、20万円に満たない場合はその額とし、端数が生じた場合は千円未満を切り捨てるものとします。

### Q5 小樽市内に支店や営業所がありますが、本社は市外です。申請できますか？

A5 雇用調整助成金等を事業所単位で申請した場合に、その事業所が小樽市内に所在するのであれば対象となります。

### Q6 補助対象経費は具体的にどのような経費が該当しますか？

A6 着手金や書類作成経費等、雇用調整助成金等の申請に伴い、社会保険労務士等に支払った経費が対象となります。相談料のみで書類作成事務が発生していない場合は補助の対象となりません。

また、社会保険労務士等に支払う経費に係る消費税は、消費税申告において仕入税額控除の対象となるため、消費税を除いた額が補助対象経費となります。

### Q7 緊急対応期間(4/1～ 6/30 9/30 12/31 2/28 4/30)以前から休業を行っている場合の雇用調整助成金等の申請に要した社労士費用も補助金の対象になりますか？

A7 雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等の初日が令和2年1月24日にまで遡って適用し、緊急対応期間の 6月30日 9月30日 12月31日 令和3年2月28日 令和3年4月30日までの休業等に対する助成金の支給申請に要した社会保険労務士等への費

用について対象とします。

また、緊急雇用安定助成金については、北海道が特例措置の対象となった令和2年2月28日から~~6月30日 9月30日 12月31日~~ 令和3年2月28日 令和3年4月30日までの休業等に対しての助成金の支給申請に要した社会保険労務士等への費用について対象とします。~~(R2.7.6 修正)~~  
~~(R2.11.16 修正)~~ ~~(R3.1.22 修正)~~ (R3.3.18 修正)

**Q8 雇用調整助成金等の申請1回分に対してのみの補助となりますか？**

A8 助成金の申請が複数回にわたり、1回あたりに社会保険労務士等に支払った金額が20万円に満たなかった場合は、複数回分をまとめ、20万円に達した時点で補助金の申請をしていただいて構いません。

**Q9 市外の社会保険労務士に依頼する場合も対象になりますか？**

A9 対象となります。

**Q10 社会保険労務士と包括契約をしていますが申請できますか？**

A10 申請できます。ただし、補助対象経費に係る費用の内訳がわかる書類を提出してください。

**Q11 雇用調整助成金の支給決定を受ける前に補助金の申請はできますか？**

A11 雇用調整助成金等の申請が受理され、社会保険労務士等への支払いが済んでいれば、助成金の支給決定前でも補助金の申請は可能です。

**Q12 雇用調整助成金等が不支給となった場合でも、補助金の申請はできますか？**

A12 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に休業等を行う場合に雇用の維持を図ろうとする事業者の負担軽減を目的に実施する事業ですので、助成金が不支給の場合でも、雇用調整助成金等の支給申請を社会保険労務士等に委託し、その費用を支払った場合は申請できます。

**Q13 補助金を申請するにあたり、業種や従業員数に制限はありますか？**

A13 特にありません。この補助金は、市内の事業者が雇用調整助成金等の支給申請を社会保険労務士等に委託した場合に、その費用を補助するものです。

**Q14 社会保険労務士等へ支払った費用の領収書は、消費税抜きの領収書が必要ですか？**

A14 領収書は実際に支払った消費税込みの金額となりますが、この消費税は、消費税申告において仕入税額控除の対象となるため、消費税を抜いた金額がわかるようにしてもらってください。

**Q15 補助金の申請はいつからできますか？**

A15 申請の受付は令和2年6月1日から~~令和2年9月30日 12月28日~~ 令和3年3月15日 ~~(必着)~~ 令和3年7月30日 (必着) までです。~~(R2.7.6 修正)~~ ~~(R2.11.16 修正)~~ (R3.3.18 修正)

**Q16 雇用調整助成金等の申請のため、社会保険労務士を市で紹介してくれますか？**

A16 市では社会保険労務士の紹介はしていません。北海道社会保険労務士会のホームページで検索

ができます。

**Q17 助成金の申請にあたり、社会保険労務士に委託したが、支給申請書に社会保険労務士の記名・押印のないものでも補助金の対象となりますか？**

A17 支給申請書に社会保険労務士の記名・押印があり、助成金支給申請手続きに係る社会保険労務士に支払った費用の領収書のあるものが対象となります。

**Q18 補助金の申請は市役所に出向いて提出しなければなりませんか？**

A18 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送で提出してください。また、メールでの申請も受付しますが、申請書は押印が必要ですので、スキャナーなどで読み込み PDF ファイルとしてメールに添付してください。写真(画像)を送信する場合は、鮮明な画像をお願いします。

**Q19 申請から支給されるまでの期間はどのくらいですか？**

A19 申請書の混雑状況によりますが、最短で、土曜、日曜、祝日を除いて 10～14 日程度となる予定です。なお、提出書類に確認事項(不備)がある場合は、支給まで日数を要する場合がありますので、必要書類を御確認の上、提出願います。

**Q20 社会保険労務士等へ支給申請事務を依頼した場合の手数料はいくらくらいですか？**

A20 社会保険労務士等に対する手数料は助成金の金額や申請する従業員数等により変わりますので、詳しくは社会保険労務士へお尋ねください。

**(R2.5.22 追加)**

**Q21 申請書類にハローワークの受理印が押された支給申請書の写しが必要とありますが、窓口で写しをもらわずに手続きが完了しましたがどうしたらよいですか？**

A21 受理されたことがわかる支給申請書の写しがお手元にはない場合は、雇用調整助成金等の支給決定通知書の写しを提出してください。

**Q22 申請書類にハローワークの受理印が押された支給申請書の写しが必要とありますが、申請をオンラインでしたため、受理印が押された支給申請書の写しがありませんがどうしたらよいですか？**

A22 オンライン申請が受付された際に通知されたメールを印刷したものと支給申請書の写し(受理印なし)を提出してください。